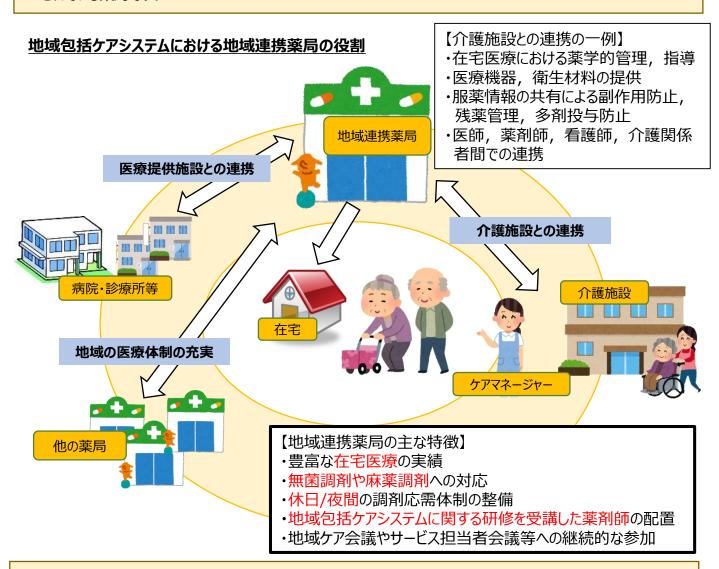
- 地域の高齢者の自立した日常生活の維持のためには、質の高い医療・介護サービスとともに、適正な薬物療法を提供していくことが必要不可欠ですが、複数の病院・診療所の受診に伴う多剤併用や重複投与、服薬遵守の低下、副作用の発現など薬に関する様々な問題を抱えていることが多々あります。
- 患者に対して適切な薬物療法を提供するためには、かかりつけ薬局として患者の服薬情報等を一元的・継続的に管理することが求められており、そのためには、日頃から各医療提供施設や介護施設と患者の服薬情報を共有しながら連携できる体制や、地域包括ケアシステムに対する十分な理解、高度な薬学管理の提供体制を整備していることが重要です。
- **認定薬局(地域連携薬局/専門医療機関連携薬局)**は、このような体制が国が定める基準を満たしていると 都道府県知事に認定された薬局であり、特に地域連携薬局は、地域医療に深く携わることができる体制が整備 されている薬局です。



地域連携薬局は、効果的且つ安全な薬物療法及び質の高い医療・介護サービスの提供、地域住民の健康増進等に深く関与し、地域包括ケアシステムの一翼を担うことが期待されています。 本制度及び薬局との各種連携について、御理解、御協力をよろしくお願いします。

く問い合わせ先>

- ・認定薬局制度について:宮城県保健福祉部薬務課(022-211-2653)
- ・各薬局について: 各地区薬剤師会又は宮城県薬剤師会(022-391-1180)